

地域にとって文化財とは？

日本福祉大学 名誉教授

日本福祉大学知多半島総合研究所 顧問 福岡 猛志

1. 文化財について考える視点

「地域にとって文化財の持つ意味」というのが、私に与えられたテーマであるが、この問題を考えるにあたって、今日という時代がどういう時代であり、私たちの学問は、そこで何を問われているのかという点に立ち戻らなければならないと私は考えている。

今日、という時代をどう理解しているか、それは人によってさまざまであろうが、どのような立場をとるにせよ、時代認識を踏まえた課題認識に支えられない学問は「役に立たない」のではないだろうか。ここで言う「役に立つ」というのは、今の政府や財界が大学に押し付けているような「実用主義的な」それを意味しているのではない。私は、現在の文教政策は、学問を破壊し、将来の学問を「役立たず」のものにしてしまう危険性さえ持っていると思う。

「人間とは何か」「歴史とは何か」「生きるとはどういうことか」「生きるに値する人生とはどういうものか」というたぐいの、直ちに答えの出るはずもない問いに対して、人びとと共に考える手がかりを探求する人文科学・人文学を念頭に置いて、それが「役立たず」にならないためには、時代認識・課題認識がなければならないと言いたいのである。社会科学でも自然科学でも

それは一層重要かもしれない。

日本という国の、今日という時代が、どういう時代であるのかの問題について、私の考えるところでは、二つの側面があると思う。一つは、客観的な事態としていわゆる「高度成長」の時代を中心として、人びとの労働様式・生産様式の根本的な転換に基礎づけられた生存様式・生活様式の根本的な転換が起こったという側面である。この転換は、考えようによっては、縄文文化と弥生文化との違いに匹敵するかもしれないほどのものであると思う。それに、縄文から弥生への変革は、やはり進歩・発展という概念が適用されてしかるべきものがあるのだが、現代の転換は、単純に進歩・発展と言いきれない側面を併せ持っている。それに、現代日本は、長寿社会を基礎にして、異文化を身に付けた異世代が共存している。同じ時代を生きているからと言って、同一の文化を持っているとは限らないのである。「若い者」がいかに昔のことを知らないか、高齢者が、ついていけないシステムや道具にどれほど悩まされていることか。「言語を中心とする固有の文化を共有すること」を基礎として、「我々意識」によって結ばれている集団を「民族」と名付けるという定義に従えば、現代日本は外国人を別にしても、ほとんど異民族が共存する社会

であると極論することさえ可能な状況にあると言えよう。そして今、「成長経済」の行き詰まりに対して有効な未来像を描くことができず、閉塞感が蔓延する。

戦後歴史学がその役割を終え、現代歴史学によって歴史学が再生されなければならないという言説が歴史学界を覆っている。私自身は、まさに戦後歴史学の真ただ中で研究を続けてきたのだが、その単純な延長上で、変貌したこの社会の要請にこたえる歴史学を構築することはできないと思っている。ただ、私は、戦後歴史学から学ぶべき視点や方法は、まだあるし、「盥の水と一緒に、赤子を流してしまう愚拳」には与したくない。古代史を専攻している私が、異なる時代の歴史についてわからないと言っても（まして個々の問題について定見を持たないと言っても）、許されるだろうと思う。しかし、どのような時代を専攻していようとも、歴史学徒である以上は、現代についての認識には責任を持たなければならない。

どういう時代であるのかを考えるに際して、重要なもう一つの側面は、どういう視点からこれをとらえようとするのかという問題である。多くの歴史学者がそうであったように、私もまた「3・11」の衝撃をどう受け止めるのかということが、現代歴史学の避けて通ることのできない課題であると考える。東北の大地震・大津波、歴史上で繰り返された災害については、文献史学・考古学・地理学・地質学などの分野ですでに周知の事実であった。しかし、それらを見捨てる為政者・財界人たちに対して訴え続けてきたのか。これらの知見について国民に対して情報を発信し続けてきたのか。学術的な結論に基づく警告や提言は、

粘り強く続けられては来なかったのではないか。

「3・11」問題は、歴史学とくに文献史学に限定しても、さらに大きな問題につながっていく。そもそも歴史における災害とは何か。天変地異と災害との異同はどこにあるか。天災と人災とはどう関連するのか。災害は偶発的なものなのか、むしろそれとの恒常的な闘いこそが、歴史なのではないか。人はどのように災害に立ち向かい、苦しめられ、それを克服してきたのか。現代の私たちは、災害に立ち向かった、正負の遺産を受け継いでいるのである。人間が自然の一員として、自然の中に生きていること——自然の根源性という原理に立ちかえれば、災害史は各論の一部ではなく、歴史学上の根本問題の一つである。

私は、歴史研究者のすべてが災害史に取り組むべきだと言っているのではない。もちろん災害史の研究は重要であり、従来からの研究者の役割が一層増してきているし、新たな若手研究者が現れてくることも期待される。だからと言って、すべてがそこに集中するというのも、一種の「時局便乗主義」とも言い得ることで、歴史学研究の豊かさとバランスを欠くことになるだろう。

この問題は、都会暮らしの喧騒を逃れて、過疎地帯、時には限界集落の空き家などを借りて移住する人の例と共通する性格があるように思われる。もちろん、この人たちは非難されるべき筋合いはないし、彼らの選択は正しいのである。しかしそのような行動が、広がり過ぎれば、問題が起こる。みなぎ殺到すれば、「田舎」も都市化する。「田舎」には相当のキャパシティがあるから心配ないと言えるのかもしれないが、

裏腹に都市が「過疎化」して、シャッター通りが拡大する。個別の移住は、ある意味では現在の都鄙関係の条件の中であり得る事象なのではあるまいか。

多くの人々が、過疎の地に移住することを奨励し推進する政策が採用されるとすれば、「開拓団」の組織化という悪夢の再来にもなりかねない。もちろん、過疎に悩む現地が都会人を誘致する取り組みはあってよい。条件が許す人たちが移住するのも、正しい選択であろう。ただし、この問題は、このような形では解決しない。

話を本題に戻す。災害史研究はもっと盛んになるべきである。しかしそれ以上に重要なのは、災害史(研究)が提起する視点を、私たちの歴史研究の根底に据えるということではないだろうか。

「3・11」について、より大きな問題となるのが、「フクシマ」である。「神の領域に踏み込んだ」という評言があるが、私は、神の存在を信じるものではないので、「神の領域」というのは比喩的なものとして受け止める。要するに「人知のいまだ及ばざる領域」に、よく言えば「わかつたつもり」、その実「わからないけれど、何とかなるだろう」といういい加減な見通し、もっと言えば、「危うくてもやる」「わからなくても突っ走る」という利潤第一主義の思想によって、踏み込んだということなのである。今日なお、データや事態についての隠ぺいは続いている。アンダー・ザ・コントロールとはまるでブラック・ジョークである。

この「神の領域」問題は、人間の「知の限界」を現代の問題として理解する必要性——改めて考えてみれば当然の視点なのであるが——を確認させるものであり、歴史研究においても、常に意識しておかなければ

ならないことである。

文化財の問題を、以上のような文脈の中で考えるというのが、私の基本的立場である。

2. 文化財とは？…『文化財保護法』について

文化財という言葉が一般的に使われるようになったのは、1950年(昭和25年)の『文化財保護法』の制定以後のことである。同法は、法隆寺金堂の火災をきっかけに制定されたが、それまでの「国宝保存法」などを統合したものである。文化財保護行政、及びそれを支える法的な規定と言えるものはそれ以前からあった。しかし、例えば『国宝保存法』では、「建造物、宝物其ノ他ノ物件ニシテ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範ト為ルベキモノ」ヲ「国宝」とするが定められ、『重要美術品等ノ保存ニ関スル法律』では「歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル価値アルモノト認メラルル物件(国宝ヲ除ク)」を重要美術品に指定するとあって、「歴史ノ証徴」「美術ノ模範」として価値ある物の保存が眼目であり、「文化財」という概念は用いられていない。「史跡・名勝・天然記念物」についても同様である。

では文化財とは何か。文化財のことを論じるにあたってはやはり『文化財保護法』について確認しておかなければならないであろう。

第1条(この法律の目的)と第2条(文化財の定義)を見ておこう。

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民

の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地でわが国民の生活又は生業の理解のため

欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

第1条では、文化財の「保存」と「活用」によって「国民の文化的向上に資する」と「世界文化の進歩」に貢献することが、この法律の目的であると述べられている。キーワードは「国民の文化的向上」である。旧国宝保存法にはない規定である。『憲法』25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を考慮すれば、文化財の享受は、国民の権利であると言えよう。

第2条の「定義」は、あくまでもこの法律の運用における定義であるから、これをもって文化財とは何かという一般的な概念を示すものではない。例えば、『道路交通法』においては、馬は車両であるが、これは馬という動物についての一般的な説明とは、まったくかけ離れている。しかし、道路の通行帯の定めとしては、これが有効である。法律における定義とはそういう性質のものである。しかし、『文化財保護法』の場合には、文化財を保護するという法の目的からして、一般的な概念とも整合的なものでなければならないから、その内容をたしかめておく必要がある。

さて、第1項・第4項では、戦前法の内容を引き継ぎながらより正確、広範に定義されている。なお、第2項の「無形文化財」について重要無形文化財保持者として個別に認定された人物を通称で「人間国宝」という。

『文化財保護法』は、時代とともに社会

情勢の変化に伴いその対象を拡大してきた。地域における文化財を考える場合、特に重要なのは3・5・6項である。3項では「わが国民の生活の推移を理解するために欠くことのできないもの」、5項では「わが国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」が対象とされている。6項は、やや趣を異にしているが「歴史的風致を形成している伝統的な建造物群」が「国民の文化的向上に資する」意味をもち、「文化財」であるということは、ひたすら「重広長大」の開発を進め地域を破壊して来た政策への対抗の論理を含む。

3. 文化財とは？…さらに広げて

この法律を念頭に置きながら、文化財——文化遺産——文化などという問題について、やや「常識的なレベル」で考えてみよう。そのため、『広辞苑』を手掛かりとする。『広辞苑』（岩波書店）によれば、「文化財」とは「文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で文化的な価値を有するもの」である。ここで問題となるのは、「文化活動」「文化的価値」ということであろう。

そこで「文化」がどのように説明されているかを見る。「人間が、自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含む」とある。「人間が自然に手を加える」ことは、人間存在のための基本であるから、この定義によれば、あらゆる人間の活動は「文化活動」ということになる。それはそれで正しいと思う。しかし一方で、人間の活動一般ではなくわざわざ「文化活動」と言っているのは、事項間の矛盾ではなく、「文化的価値」という概念と表裏一体のものとして、

例えば、政治的活動→政治的価値、経済的活動→経済的価値とは区別される独自の領域を指示しているものと思う。

究極において、人間の活動が生み出したもの＝物心両面の成果は、すべて文化である。その意味では、政治的行為も経済的行為もすべて広義の文化活動である。しかし、一方で「物心両面の成果」と並行して、その全体ではなくその中に包摂されるものとして「文化的価値」を有するものを特出するのは、人間存在の基本を規定する「文化」の具体相を論じるからであろう。

以上の点を踏まえながら、私は人間の活動によって生み出された事象（「コト」）と事物（「モノ」）、そしてそれを支える「ヒト」の中で、私たちの心に訴えかけ、「人間的な豊かさ」を与えてくれるものを「文化財」と呼ぶことにしたい。環境もまた自然と人間の相互作用によって作り出されたものとして「文化的所産」である。人跡未踏の自然というものも、「未踏」なのであって、人間がそれとどのように対峙するのかが問われ続けている対象である。逆説的な言い方をすれば、「文化的所産」の一形態として、「未踏」なのである。

また、「風土」という概念がある。『広辞苑』は「その土地固有の気候、地味などの自然条件・土地柄」とする。土地柄というのは自然条件としての土地の有様だけではなく人々の風習をも含めたものであろう。この点は、「人間の精神・生活様式として具現されている自然環境」という『日本大百科全書（ニッポニカ）』（小学館）の説明が適切であろう。つまり、人間と自然環境の相互作用の中で、自然そのものが変貌する。人は、逆に変貌する自然環境に規定された自然観を育て上げ、それにあるいは順応しあ

るいは対抗し、要するにそれに対応した生活様式を作り出す。だから、自然環境は人間の中に具現化され、両者は一体となってその地の「土地柄」を形成する。これが「風土」であろう。とすれば、風土そのものが、またそれを構成する「ヒト」「コト」「モノ」が「文化財」であることは容易に理解できるであろう。なお、「風土」を論じる場合には、どういう単位を対象とするかが、問題となる。日本の風土、中部地方の風土、愛知の風土、尾張・三河の風土、知多の風土は、重なり合っているが、それぞれ異なる。比較的限定的な地域を対象とした論じ方が増えているのは、時代の要請であると思う。NHKの「新日本風土記」などでは、地域再発見的傾向あるいは「秘境」発見主義的傾向がみられるが、それはそれで重要なことで、「風土」が「文化財」であることを実感させられる場面も多い。

4. 地域にとっての文化財を、どのように問題にするのか

地域にとっての文化財という問題に関連して、なかなか人気があるらしい「お宝鑑定」のテレビ番組に触れておきたい。意外な「高値」に会場が沸いたり、二束三文の結果に哄笑が巻き起こったりする。ここで問題となるのはいわゆる骨董的価値である。その市場における貨幣的評価である。私は、そういう形で評価される「価値」を全く否定するつもりはない。ただし、所有者本人が大切にしてきた「お宝」の、期待を込めた「自己評価」が根底から否定された時の会場の雰囲気には、なじめないものを感じてきた。多少の「やっかみ」を含んで凝視する人々の間に広がる、「やっかみから解放される安堵感」ともいうべきもの

が拡がるのである。

この問題について、先年、旅先で急逝された青木美智男さんが、『歴史評論』(760号、2013年7月)誌上のインタビューの中で、次のような指摘をされていた。このインタビュー記事が、私の手元に届いたのは、青木さんが亡くなってからのことであった。

青木さんは言う。近世百姓論を展開している方々は、百姓がどんな家に住み、何を食べ、どこに寝ていたのか考えてみたことがあるのか。幕末まで掘立小屋のせいぜい二間か三間の狭い部屋で土間に藁を敷いて寝ていたのだと。そして、以下は、全文を引用したい。

「絵画の多くは室内を飾るために描かれます。ねぐらのような家に住む百姓に、美術を鑑賞できる余裕も場所ありません。幕末になり礎石の上に柱が立つ家に住めば、憧れの書院の間を持って初めて掛軸を飾るとき、贋作でも良いから文晁さんを飾りたいと思うようになります。その贋作をいつも大切にしていれば、二代目はそれを本物と思い、三代、四代に引き継がれる。それがテレビのお宝鑑定番組で披露され笑いの種になる。贋作であろうと村の百姓が文晁に憧れるようになった証拠です。すごいことですよ。だから無下に切り捨てて笑い者にして欲しくないのです。」

これらは、骨董的・貨幣的価値で言えば、二束三文のものでしかない。また、『文化財保護法』に基づいて指定されるような美術品でもない。しかし、それを越えた地域の文化財であり、それを伝えた人の心を豊かにした小さな文化財である。

5. どのように文化財を取り扱っていくのか

私自身は、『文化財保護法』の規定を生かしながら、限定されたその定義の枠を超えて、地域の中に眠る「広義の文化財」を保存・活用していかなければならないと考えている。

「鑑定団」によって否定されるものであっても、「国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」はたくさんある。青木さんが指摘された、「谷文晁」は、まさしくそういうものではなかったか。価値観の転換、歴史研究の視点の転換という時代の要請の中で、「文化財」の問題は一層重要な意味を持ち始めている。「文化財」は、先人の遺した遺産でもある。混沌の時代に、未来への展望を取り戻すための手がかりとなり得る。ひとたび思い描いた未来像が失われたり、曖昧模糊となっているからと言って、人は未来への展望なしの行き当たりばったりの世界では、逼塞する。私が「取り戻す」というのは、同じ夢を見るということではない。「再現」ではなく、「再建」である。過去への理解を総点検し、総動員する必要があると思う。

過去の歴史には、そしてその部分的な凝集である「文化財」には、正負の両側面を含めて、先人の労苦が込められている。その労苦に共感し、敬意を払うこと、その知恵を学ぶこと、しかし、無条件の賛美はしないこと、教訓を引き出すことが必要であろう。また、すでに克服され乗り越えられた「コト」「モノ」の中にもその時代に即した珠玉の知恵が凝縮されていることもあろう。時代とのかかわりにおいてとらえられたそれは、現代に生かすべき視点を呼び起こすかもしれない。文化財は、将来に生か

すべく私たちに伝えられた、「文化遺産」である。

1項の「有形文化財」などは、他地域から持ち込まれたものであってその地の風土とは切り離されている場合もあろうが（それがその地に持ち込まれた事情は一つの歴史に他ならないから、単純に「切り離された」とは言えない。）、多くの「文化財」は、3項以下に端的にあらわされているように地域の中で創出され、そこに伝えられたものである。これを発掘し、新しい光を当てることは、現代的課題である。

『文化財保護法』には、「保存」「活用」しか規定されていないが、それをしっかりやることと思えば、「調査」「研究」が不可欠であることは、言うまでもない。そして、調査・研究は「専門家」の「特技・特権」ではない。所有者（個人には限らない）の気持ちを大切にしながら、行政・研究者・市民の協力・共同で、地域に眠る「文化財」の価値を明らかにしながら活用を図っていくことが必要であろう。

私たちが発掘調査に従事しているとき、見学に来た地元の年輩の人たちが、必ず発する質問の一つが、「小判でも出るきゃあ」である。ある意味では、鑑定団的発想は、地域の中に根付いている。私たちは、その都度、「花咲か爺さん」の話を引きながら、「瓦や瀬戸欠け」が出てくることの大切さを伝えるのだが、その「活用」についての取り組みは、行政を含めてまだまだ弱いと言わねばならないであろう。

「文化財」の「文化的価値」は、貨幣価値ではない。しかし、その活用を通じた保存は、地域づくりの一環を形成する。逆に言えば、「文化財」は、地域を活性化させる力を持っている。念のために言えば、鑑賞と

いうこともまた立派な「活用」である。「心癒される」ことも、「活用」に他ならない。だから、「文化財」は、自己目的としての「観光資源」ではないが、組織された観光政策の中では、重要で不可欠な観光資源でもある。某大臣の、学芸員に対する、無知蒙昧で破廉恥な侮蔑発言など鎧袖一触、多くの学芸員たちは、「文化財」の調査・研究に従事しつつ、保存・活用に取り組み、観光の組織化にも力を注いでいるのである。この人たちとの協力も、地域の文化財の活用にとって、不可欠の課題である。

付記

本稿は、日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部研究集会のシンポジウムの報告のために準備したメモに加筆したものである。当日は、この一部しか報告していない。

特集「守る、伝える、活かす文化財」は、2016年11月12日に開催した第29回日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部研究集会の企画をもとにまとめました。